

（プレー終了後のクラブ確認）

第16条 プレーヤーは、プレー終了後、自身のゴルフクラブを点検し、慎重に確認して所定の用紙にサインして下さい。確認後におけるクラブの不足、瑕疵については、当クラブは責任を負いません。

（宅急便の取扱）

第17条 宅急便については、その物品の受領、保管、発送等において当クラブは、取次ぎのみとし、宅急便に関する事故、破損及び内容物の過不足について責任を負いません。

（忘れ物）

第18条 当クラブにおける忘れ物は、発見の日から6ヶ月お預かりいたしますので、ご本人であることを証明して期限内にお引き取りください。

（練習場の利用）

第19条 練習場（バッティンググリーンを含む）の利用は、原則として当日ラウンドにお越しのプレーヤーのみとします。但しその日の状況により会員に限り練習場のみの利用を認めることがありますので、フロントで受付の上スターターオフィスにその旨お申出ください。

（施設に損害を与えた場合）

第20条 利用者の故意または過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

（行為の禁止）

第21条 施設内で下記の行為は禁止いたします。

- 公然と賭けゴルフを行い、クラブハウス内での金銭の授受・その他風紀を乱す行為
- 当クラブ以外の者の物品販売・宣伝広告等の行為（特に許可する場合は除く）
- プレーヤー以外の者のコース内に立ち入る行為（特に許可する場合は除く）
- 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- 愛玩動物、著しく悪臭を放つ物、銃砲刀剣類、発火・爆発のおそれのある物、騒音を発する物等を持ち込む行為

（エチケット・マナーの遵守）

第22条 プレーヤーは、当クラブでのゴルフプレーをお楽しみいただくために、下記に定めるエチケット・マナーについて、特にお守りください。

- 服装マナー
 - ご来場の際は、男性はプレーザー等の上着を着用ください。尚、夏季（6月～9月）は上着の着用を緩和します。
 - スニーカーやサンダル履き、またジーンズでの来場は禁止といたします。
 - プレー中は襟付きのスポーツウェアを着用してください。Tシャツ・トレーナー・ジーパン・タンクトップ・超ミニスカート・ホットパンツ等やシャツの一部をズボンからはみ出す等、品位に欠ける服装はご遠慮ください。
 - 男性でショートパンツ着用の場合は、膝丈のものにハイソックスを着用してください。
- ラウンドマナー
 - スタート時刻の30分前にご来場いただき、その10分前にはスタートホールにご集合ください。
 - 当クラブは、ハーフ2時間15分内のプレーをお願いしておりますので、特に次の点にご留意ください。
 - 2打目以降は、クラブを2～3本お持ちください。
 - 「ボール探しは5分以内」をお守りください。
 - OBの疑いや紛失球の可能性がある時は、暫定球宣言と使用ボールの識別をお願いします。
 - 先行組と1ホール以上の間隔を開けないようにしてください。
- コースの保護について
 - プレーに際しては、必ずソフトスパイクを着用してください。
 - 芝を刈り取った跡（ディボット）ができたら目土をお願いします。
 - グリーン上にボールマークができたら修復をお願いします。
 - バンカー内でのプレー後はバンカーレーキで丁寧にならした上、もとの場所にお戻しください。
- 喫煙について
当クラブはコース・クラブハウスとも分煙を徹底しております。所定の場所以外での喫煙は厳禁といたします。
- その他
 - 円滑なプレー、危険防止を目的として、ローカルルールを設定しております。
 - プレーは4人1組を原則として、2人または3人の場合は1人または2人が加わることをご了承ください。
また、1人でのプレーはご遠慮ください。

（違背の場合の責任）

第23条 利用者が、本約款等当クラブの定める規定に違背して自己に傷害等の被害を受けた場合、または第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合は、当クラブは一切のその責任を負いません。

（利用者以外の者の損害）

第24条 ギャラリーを含む利用者以外の者が損害等の被害を受けた場合、立入り許可の有無にかかわらず、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。

（非会員の債務の保証）

第25条 会員は、紹介した利用者がゴルフ場に損害を与え、損害金の支払い義務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保証していただきます。

（改 定）

第26条 本約款は、必要に応じ、予告なく改定することがあります。

（付 記）

2002年 4月10日 制定
2011年10月21日 一部改訂

細 則
利 用 約 款
料 金 表

【料 金 表】

（単位：円）			
項 目	内 訳	金 額	備 考
年 会 費	1ヶ年 正 会 員	6 6 , 0 0 0	
	1ヶ年 平日会員	3 3 , 0 0 0	
登録変更料	個人正会員		2親等以内の親族への贈与は相続として扱うことができる
	①第3者に譲渡	1 , 1 0 0 , 0 0 0	
	②相続及び代行登録	5 5 , 0 0 0	
	個人平日会員		
	①第3者に譲渡	5 5 0 , 0 0 0	
	②相続及び代行登録	5 5 , 0 0 0	
	法人正会員		
	①第3者に譲渡	1 , 1 0 0 , 0 0 0	
	②同一法人内の登録者変更	1 1 0 , 0 0 0	
	法人平日会員		
	①第3者に譲渡	5 5 0 , 0 0 0	
	②同一法人内の登録者変更	1 1 0 , 0 0 0	

〈消費税込み〉



【細 則】

（細則の目的）

第1条 この細則はザ・トラディションゴルフクラブ会則（以下会則という）の施行について定めたものである。

（年会費、登録変更料その他の費用）

第2条 会社（岡崎クラシック株式会社をいう、以下同じ）がこれを定め別表料金表に示す。

（代行登録者）

第3条 代行登録者とは、個人会員の指名と理事会の承認を得て、会員本人の名義を変えることなく代行者として登録された個人会員である。

（年会費前納）

第4条 会員は年会費を毎年期首（4月）に会社に前納するものとする。

（各種委員会）

第5条 会則29条により本クラブに次の委員会を置く。
・コース委員会 ・フェローシップ委員会 ・コンペティション委員会 ・ハンディキャップ委員会

（委員会の招集と議事処理）

第6条 ①委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
②委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より理事会に報告して、その承認をうるものとする。

（競技）

第7条 本クラブの競技は、日本ゴルフ協会規則及び別に定めるクラブ競技細則に準拠して行う。

（会員のゲスト同伴）

第8条 第1項 会員はゲストを同伴することができる。
第2項 会員はゲストとして、暴力団関係者又は暴力行為・暴言行為のおそれのある者及び刺青のある者を同伴又は紹介してはならない。

（代行登録者及び同伴ゲストに対する責任）

第9条 会員は代行登録者及び同伴ゲストが本クラブの利用に要した費用その他一切の行為について責任を負うものとする。

（ゲストの管理）

第10条 理事長は特定の日に限りゲストの入場制限または緩和をすることができる。

（臨時休場）

第11条 コース委員会委員長は、コース保全のため事情やむを得ないと認めたときは、会社及び理事長と協議のうえ、臨時休場またはコースの一部使用を中止させることができる。

（第三者営業行為の制限）

第12条 会社以外の者が、ゴルフ場内において臨時に営業行為もしくは広告掲示等をしようとする場合は理事長の許可を要する。

（事故免責）

第13条 会社及び本クラブは善良なる管理者としての注意をなしたにもかかわらず、万一会員またはゲストの所有物の破損もしくは紛失等の事故が生じた場合、その責に任じない。

（従業員に対する金品供与禁止）

第14条 会員またはゲストはゴルフ場従業員に対し、直接心付等金品を与えてはならない。

（愛玩用動物の連行禁止）

第15条 会員がゴルフ場内に愛玩用動物を連行してはならない。

（会員及びゲストの記帳義務）

第16条 会員またはゲストはプレーのため、クラブハウスに到着した場合は必ず備え付けの署名簿に記帳するものとする。

（細則の改正及び疑義措置）

第17条 この細則の改正は会社が行う。

（付 則）

この細則は2002年10月1日より実施する。

（付 記）

2002年 4月10日 制定
2004年10月14日 一部改訂
2011年10月21日 一部改訂

【利 用 約 款】

（約款の適用）

第1条 ザ・トラディションゴルフクラブを利用される方（会員・非会員を問わず）は、当クラブの定める会則、細則等の規定による他、本約款に従ってご利用いただくこととします。

（利用約款の成立）

第2条 1. 当クラブにおいてプレーされる方は、当フロントで所定の名簿に署名して下さい。これにより、当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。営業時間外（早朝・薄暮等）のご利用の場合には別に定める所定の手続による許可を受けて下さい。
2. ゲストは原則として会員の同伴又は紹介によって、当施設をご利用いただくことができます。紹介会員は、ゲストの費用及び行為について責任を持っていただきますので、当クラブの会則・細則・本利用約款の他エチケット・マナー等を事前に詳しくお伝えおください。

（利用の申込み、予約金、違約金）

第3条 プレー予約申込み、予約金、違約金等については、当クラブ所定の規定に従っていただきます。

（利用の拒絶）

第4条 クラブは次の場合には事前に或いは、その場で利用の継続をお断りすることがあります。
1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
2. 会員の同伴又は紹介のないゲストで、予め当クラブの承認を得ていないとき
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
4. 予約者が偽名を使って申し込んだとき
5. 来場時及びプレー中の服装やプレー進行等において、ゴルフ規則及びエチケットに著しく違反する言動があったとき、又は他の会員やプレーヤーとの友好を損なう言動があったり、注意しても改めないとき
6. 暴力団員又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者（以下、暴力団等という）、及び刺青のある者の利用
7. 施設利用者がその事情を知らながら暴力団員等、及び刺青のある者を同伴、或いは紹介して施設を利用させた場合
8. 施設利用申込み受理後、申込者又は利用者が暴力団員等、及び刺青がある者であることが判明した場合
9. その他当クラブが定める会則、細則、約款等に違反するなど当クラブの施設を利用されることが好ましくない事由があるとき

（開場時間）

第5条 当クラブの開場時間は別に定めるところによりますが、臨時的に変更することもあります。

（個人情報の取扱）

第6条 1. 当クラブは、ご予約時及びプレー当日に取得した個人情報につき、当クラブの個人情報保護方針に則り安全に管理します。
2. 当クラブでは、前項の個人情報に基づき、各種のイベント情報・営業案内・アンケート等を郵送・FAXまたはメール等でお送りすることがあります。

（高価品）

第7条 金銭その他高価品については、フロントにお預けいただかない限り、当クラブは一切の責任を負いません。お預かり品は、

預り証の持参人に預り証と引き換えにお返しいたします。預り証を紛失した場合は、直ちに届出て下さい。

（暗証番号式貴重品ボックス）

第8条 暗証番号式貴重品ボックスには盗難保険がかけてあります。その条件内で損害補填いたしますが寄託契約は成立していませんのでご承知おき下さい。

（ロッカー・携行品・自動車）

第9条 1. ロッカー内の諸物品に事故が発生した場合は、当クラブはその責任を負いません。
2. ゴルフクラブなどの携行品及び駐車中の自動車について、盗難、毀損等事故が生じた場合、当クラブはその責任を負いません。

（プレーヤーの危険防止とエチケット・マナーの厳守）

第10条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーをしていただきます。特に次の諸点は危険防止のため必ずお守りください。
1. プレー中は帽子類をお被りください。
2. 素振りはティマーク内の打席で、周りに人の居ないことを確認した上で行って下さい。また、打順以外ではティグラウンドに立ち入らないでください。
3. プレーヤーは打球について全責任を負っていただきますので、キャディ等のアドバイスの如何にかかわらず、またフォアキャディが配置されている場合、その合図があっても、プレーヤーは自身の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込むことがないように打球してください。
4. フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり、通常の距離外に前進したと判断されたときの合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。
5. 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対出ないで下さい。
6. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離・飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。万一隣接ホールにボールを打ちこんだときは大きな声でファーと叫び注意を呼び掛けてください。隣接ホールに打ち込み、そのホールからプレーする場合、そのホールのプレーヤーに合図し邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して下さい。
7. 先行組のプレーヤーが後続組に対して打球させるときは、後続組が全員打ち終えるまで安全な場所に退避して下さい。
8. ホールアウト後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。
9. 乗用カートのご利用に際しては、次の点に充分留意下さい。
①必ず手すりをお持ち下さい
②手足をカートの外に出さないで下さい
③必ずカート道路を走行して下さい
④リモコン操作は人の動きに充分留意して行ってください

（雷鳴、地震、その他天災地変があった場合）

第11条 1. 雷鳴、地震、その他天災地変があった場合には、状況に応じてカート無線により注意・避難等の連絡を致しますが、現場の状況により危険と思われる場合は自己の判断にてプレーを中断し避雷小屋等安全と思われる場所に退避して下さい。
2. 当クラブは、地震による責任を負いません。地震があった場合は、直ちにプレーを中止し、斜面の崩壊や橋梁その他の工作物の損壊に注意して下さい。

（急 患）

第12条 プレーヤーは、自身の健康状態について常に充分配慮して下さい。急患の場合、できる限りの努力をいたしますが、結果については責任を負うことができません。

（火気使用の禁止）

第13条 コース内やクラブハウスの火気使用は所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れください。

（セルフプレー）

第14条 1. セルフプレーの利用に当っては、別紙「セルフプレーの注意事項」を遵守下さい。
2. セルフプレーにおけるクラブの紛失について、当クラブは一切責任を負いません。

（乗用カート）

第15条 乗用カートの前には、走行中・停止中を問わず、絶対に出ないでください。その他乗用カートの利用に際し安全確認及びブレーの円滑な進行のため必ず事前に別に定める「乗用カート利用約款」をお読みの上その注意事項を遵守ください。